

令和2年3月26日

内灘町耐震改修促進計画に別紙として下記文言を追記する。

本計画に定めるブロック塀の安全対策について、危険なブロック塀の除却を推進するため、その除却費用を一部補助するブロック塀の安全確保に関する事業を一定期間実施する。

ブロック塀の安全確保に関する事業の対象となる道路は、住宅や事業所等から内灘町地域防災計画に定める避難所や避難地等へ至る経路とする。